

## 令和3年度千葉県医師修学資金募集要項 (長期支援コース(地域枠))

～令和3年度入学生用～

### 【注意事項】

1. 各対象大学医学部が実施する「千葉県地域枠入学試験」に合格し、入学された者が貸付けの対象となります。
2. 当試験を受験する場合は、申し込みに必要な書類を、大学が指定する「千葉県地域枠入学試験」の出願書類と一緒に、大学あてに提出してください。
3. 千葉県地域枠入学試験の合格者は、いかなる事由であっても入学を辞退できません。

### 【目次】

- I 制度概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- II 申し込み方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- III 貸付決定及び貸付手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- IV 貸付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- V その他制度の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

### 【添付書類】

様式、記載例、千葉県医師修学資金貸付条例、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

～お問い合わせ先～

(申請書類等の提出先ではありませんので御注意ください。)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 医療整備課

医師確保・地域医療推進室 医師修学資金貸付担当 あて

電話 043-223-3883 (直通)

E-mail d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/ishi/ishikakuho/gakusei/kashitsuke.html>

# 千葉県

## I 制度概要

千葉県では、地域における医師不足や地域偏在を解消するため、地域医療に貢献しようとする意志を持つ医学生を対象に、将来、千葉県で医師として働いていただくことを目的として、医師修学資金貸付制度を実施しています。

この制度の一つである長期支援コース（地域枠）は、千葉大学、日本医科大学、順天堂大学、東邦大学、帝京大学（以下、「大学」という。）が実施する「千葉県地域枠入学試験」により大学に入学した者に対し、大学における修学に要する資金（以下、「修学資金」という。）を貸し付けるものです。

修学資金を借り受けた方は、医師免許取得後に貸付期間の1.5倍に相当する期間、知事が定める医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関（以下、「知事が定める医療機関」といいます。）に勤務した場合、その全額が返還免除になります。

### （1）申し込み資格

以下の①～③までの条件を全て満たすことが必要です。

- ①大学が実施する「千葉県地域枠入学試験」の出願資格を満たし、出願する者
- ②大学に入学しようとする意思を有し、大学が実施する「千葉県地域枠入学試験」に合格した際に入学を確約できる者\*
- ③将来、医師として、知事が定める医療機関に貸付期間の1.5倍に相当する期間、従事しようとする意思がある者

※ 千葉県地域枠入学試験の合格者は、いかなる事由であっても入学を辞退できません。

### （2）募集人数

千葉大学：20名  
日本医科大学：7名  
順天堂大学：5名  
東邦大学：5名  
帝京大学：2名

### （3）貸付金額

国公立大学：月額15万円（6年間合計 1,080万円）  
私立大学：月額20万円（6年間合計 1,440万円）

### （4）貸付期間

令和3年4月から正規の修学期間を修了する月まで

## (5) 取り消し

ア 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付けの決定を取り消すものとします。

この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から、修学資金の貸付けを行いません。

- ① 死亡したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
- ④ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑤ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

イ 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行いません。

※休学等をした場合は、速やかに県の修学資金担当者へ連絡してください。

ウ 借受人が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留します。

## (6) 返還

次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を、一括で返還しなければなりません。

ア 貸付期間が満了したとき。(返還免除要件を満たす見込みである場合は除く。)

イ 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

ウ 知事が定める医療機関での勤務による返還の免除を受ける前に、死亡したとき。

エ 知事が定める医療機関での勤務による返還の免除を受けることができないと確定したとき。

## (7) 利息等

ア 利息

修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数に応じ、貸付けを受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息を支払わなければなりません。なお、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

イ 延滞利子

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければなりません。やむを得ない事由があると千葉県知事が認めるときには、延滞利子を減免する場合があります。

## (8) 返還の猶予

以下のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予します。

- ア 修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- イ 知事が定める医療機関での勤務により、返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- ウ 災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

## (9) 返還免除要件

返還が免除となる場合には、義務履行により返還が免除される場合と、業務上の事由による死亡等により義務履行ができなくなった場合があります。

### 義務履行により返還が免除される場合

大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得し、キャリア形成プログラムに基づき定められた期間<sup>※1</sup>内に修学資金の貸付期間の1.5倍の期間（以下、「義務年限」という。）、知事が定める医療機関<sup>※2</sup>に勤務<sup>※3</sup>したとき、貸付金の返還を免除します。

※1 義務年限＋猶予期間（4年間）＋猶予期間（加算）の合計の期間をいいます。

例えば、義務年限が9年間で、産休・育休により2年間の猶予期間の加算が認められた場合の定められた期間は15年間となります。

※2 県内の初期臨床研修病院及び千葉県医師修学資金貸付条例第8条第1項に規定する「特定病院等（借受人ごとに知事が定める病院又は診療所）」を指します。

詳細はキャリア形成プログラム（4P）をご覧ください。

※3 基本的に、常勤医師（原則として、医療機関で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者）として勤務してください。

## キャリア形成プログラム

- 1 就業義務年限  
貸与期間の1.5倍
- 2 医師の確保を特に図るべき区域等\*での就業期間  
「3 配置方針」記載の地域A群、地域B群での勤務期間  
※医師少数区域（山武長生夷隅保健医療圏）並びに地域医療の確保及び修学資金受給者のキャリア形成支援の観点から医師の派遣が必要と認められる保健医療圏（東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝、安房、君津、市原保健医療圏）。ただし、医療計画の改定に伴い変更となる場合があります。
- 3 配置方針

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修病院群			地域A群、地域B群、県内病院群のいずれかで7年 ただし、地域A群又は地域B群で通算4年以上、うち地域A群で通算2年以上勤務					

### <医療機関群>

医療機関群	カテゴリー
臨床研修病院群	県内の臨床研修病院
地域A群	①医師少数区域における病院、有床診療所及び専門研修プログラムの研修施設の無床診療所 ②医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院
地域B群	①医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院 ②医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な地域医療支援病院 ③医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの研修施設の病院（専攻医等の勤務に限定） ④医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等の勤務に限定）
県内病院群	①県内の病院（地域A群又は地域B群の病院を除く） ②地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等としての勤務に限定）

※ 地域B群の④及び県内病院群の②については、当該診療所が策定した診療科別コースを選択し、選択した診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って当該診療所に勤務した場合に限り、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

※ 医療機関群については、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。なお、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

- 4 取得可能な専門医等の資格  
一般社団法人日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1領域）が取得可能

5 猶予期間（配慮事項）

- (1) 4年（県外での研修、大学院、留学等、事由を問わない）
- (2) 正当な事由があると知事が認める場合、知事が正当な事由があると認める期間を加算

【正当な事由があると認める場合】

ア 災害、疾病、負傷、出産、育児の場合

イ ① 新専門医制度における専門医を取得する場合

義務年限※内に、義務履行を果たすと、新専門医制度における基本領域（1領域）の専門医を取得することが研修期間等から不可能である場合。ただし、基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

② 従来学会認定の専門医を取得する場合

義務年限※内に、義務履行を果たすと、専門医（1つ）を取得することが研修期間等から不可能である場合。ただし、県内の医療機関に限ることとし、研修期間は、新専門医制度における専門医の中で、当該専門医に相当する領域の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

※義務年限＝修学資金の貸付期間の1.5倍の期間。（6年間貸付の場合9年間）

【正当な事由があると認める期間】

ア 勤務先等において休業として認められた期間

イ 新専門医制度における基本領域（1領域）の専門医を取得するのに不足する期間

※ 正当な理由がある期間が1月末満の場合を除く

※ 加算を行う場合は日単位とし、加算対象の「特定病院等において医師の業務に従事することができない期間」のうち義務履行に算定される期間は加算日数から除く

（参考）令和2年4月1日現在の対象医療機関

<医療機関群>

医療機関群	カテゴリー	対象医療機関
臨床研修病院群 (36)	県内の臨床研修病院	千葉医療センター（千葉市） 千葉大学医学部附属病院（千葉市） 千葉県立病院群（千葉県がんセンター）（千葉市） 千葉市立青葉病院（千葉市） 千葉市立海浜病院（千葉市） 千葉メディカルセンター（千葉市） 千葉中央メディカルセンター（千葉市） 千葉県済生会習志野病院（習志野市） 津田沼中央総合病院（習志野市） 東京女子医科大学附属八千代医療センター（八千代市） 船橋市立医療センター（船橋市） 船橋中央病院（船橋市） 千葉徳洲会病院（船橋市） 船橋二和病院（船橋市） 国府台病院（市川市） 東京歯科大学市川総合病院（市川市） 行徳総合病院（市川市） 順天堂大学医学部附属浦安病院（浦安市） 東京ベイ・浦安市川医療センター（浦安市） 松戸市立総合医療センター（松戸市） 千葉西総合病院（松戸市） 新東京病院（松戸市） 新松戸中央総合病院（松戸市） 名戸ヶ谷病院（柏市） 東京慈恵会医科大学附属柏病院（柏市） 東葛病院（流山市） 小張総合病院（野田市） 成田赤十字病院（成田市） 東邦大学医療センター佐倉病院（佐倉市） 聖隷佐倉市民病院（佐倉市） 日本医科大学千葉北総病院（印西市） 総合病院国保旭中央病院（旭市） 亀田総合病院（鴨川市） 国保直営総合病院君津中央病院（木更津市） 千葉労災病院（市原市） 帝京大学ちば総合医療センター（市原市）

<p>地域A群 (48)</p>	<p>①医師少数区域における病院、有床診療所及び専門研修プログラムの研修施設の無床診療所 ②医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院</p>	<p>①医師少数区域における病院、有床診療所及び専門研修プログラムの研修施設の無床診療所(37)</p> <p>●病院 浅井病院(東金市)、東千葉メディカルセンター(東金市)、 さんむ医療センター(山武市)、 大網白里市立国保大網病院(大網白里市)、 季美の森リハビリテーション病院(大網白里市)、 九十九里病院(九十九里町)、東陽病院(横芝光町)、 高根病院(芝山町)、君塚病院(茂原市)、 公立長生病院(茂原市)、穴倉病院(茂原市)、菅原病院(茂原市)、 鈴木神経科病院(茂原市)、茂原神経科病院(茂原市)、 茂原中央病院(茂原市)、山之内病院(茂原市)、 塩田記念病院(長柄町)、聖光会病院(長柄町)、 塩田病院(勝浦市)、いすみ医療センター(いすみ市)、 岬病院(いすみ市)、大多喜病院(大多喜町)、 川崎病院(大多喜町)</p> <p>●有床診療所 とつがね中央糖尿病腎クリニック(東金市)、 東葉クリニック大網脳神経外科(大網白里市)、 みんなのライフサポートクリニック大網(大網白里市)、 育生医院(茂原市)、上茂原診療所(茂原市)、 作永産婦人科(茂原市)、永吉の眼科(茂原市)、 勝浦整形外科クリニック(勝浦市)、もりかわ医院(いすみ市)、 吉田外科内科(いすみ市)、小高外科内科(大多喜町)、 千代田健康開発事業団付属診療所(御宿町)</p> <p>●専門研修プログラムの研修施設の無床診療所 岡崎医院(東金市) 外房こどもクリニック(いすみ市)</p> <p>②医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院(11)</p> <p>香取おみがわ医療センター(香取市) 千葉県立佐原病院(香取市) 国保多古中央病院(多古町) 東庄町国民健康保険 東庄病院(東庄町) 銚子市立病院(銚子市) 国保匝瑳市民病院(匝瑳市) 鴨川市立国保病院(鴨川市) 南房総市立富山国保病院(南房総市) 鋸南町国民健康保険鋸南病院(鋸南町) 国保直営君津中央病院大佐和分院(富津市) 千葉県循環器病センター(市原市)</p>
----------------------	---	---

<p>地域B群 (118)</p>	<p>① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院</p> <p>② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な地域医療支援病院</p> <p>③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの研修施設の病院(専攻医等としての勤務に限定)</p> <p>④ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの研修施設の診療所(専攻医等としての勤務に限定)</p>	<p>① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院(7)(地域A群を除く)</p> <p>船橋市立医療センター(船橋市) 船橋市立リハビリテーション病院(船橋市) 松戸市立総合医療センター(松戸市) 松戸市立福祉医療センター東松戸病院(松戸市) 柏市立柏病院(柏市) 総合病院国保旭中央病院(旭市) 国保直営総合病院君津中央病院(木更津市)</p> <p>② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な地域医療支援病院(10)(「①医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院」を除く)</p> <p>千葉県済生会習志野病院(習志野市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター(八千代市) 国府台病院(市川市) 東京歯科大学市川総合病院(市川市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院(柏市) 成田赤十字病院(成田市) 東邦大学医療センター佐倉病院(佐倉市) 亀田総合病院(鴨川市) 帝京大学ちば総合医療センター(市原市) 千葉労災病院(市原市)</p> <p>③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの研修施設の病院(専攻医等としての勤務に限定) (99)(「①医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院」、「②医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な地域医療支援病院」を除く)</p> <p>【東葛南部】 津田沼中央総合病院(習志野市)、 東京湾岸リハビリテーション病院(習志野市)、 習志野第一病院(習志野市)、谷津保健病院(習志野市)、 島田台総合病院(八千代市)、勝田台病院(八千代市)、 新八千代病院(八千代市)、セントマーガレット病院(八千代市)、八千代病院(八千代市)、 八千代リハビリテーション病院(八千代市)、 東邦鎌谷病院(鎌ヶ谷市)、鎌ヶ谷総合病院(鎌ヶ谷市)、 板倉病院(船橋市)、北習志野花輪病院(船橋市)、 共立習志野台病院(船橋市)、総武病院(船橋市)、 セコムメディック病院(船橋市)、滝不動病院(船橋市)、 千葉徳洲会病院(船橋市)、千葉病院(船橋市)、 東船橋病院(船橋市)、船橋北病院(船橋市)、 船橋整形外科病院(船橋市)、船橋総合病院(船橋市)、 船橋中央病院(船橋市)、船橋二和病院(船橋市)、 山口病院(船橋市)、市川東病院(市川市)、大野中央病院(市川市)、 行徳総合病院(市川市)、国際医療福祉大学市川病院(市川市)、 タムス市川リハビリテーション病院(市川市)、 順天堂大学医学部附属浦安病院(浦安市)、 タムス浦安病院(浦安市)、 東京ベイ・浦安市川医療センター(浦安市)</p>
-----------------------	---	--



【東葛北部】

旭神経内科リハビリテーション病院（松戸市）、  
オーククリニックフォーミス病院（松戸市）、  
恩田第二病院（松戸市）、五香病院（松戸市）、  
三和病院（松戸市）、新東京病院（松戸市）、  
新松戸中央総合病院（松戸市）  
千葉西総合病院（松戸市）、日本大学松戸歯学部附属病  
院（松戸市）、  
松戸整形外科病院（松戸市）、  
松戸リハビリテーション病院（松戸市）、  
千葉愛友会記念病院（流山市）、東葛病院（流山市）、  
流山中央病院（流山市）、我孫子聖仁会病院（我孫子市）、  
我孫子東邦病院（我孫子市）、天王台消化器病院（我孫  
子市）、  
東葛辻仲病院（我孫子市）、名戸ヶ谷あびこ病院（我孫  
子市）、  
平和台病院（我孫子市）、おおたかの森病院（柏市）、  
柏厚生総合病院（柏市）、北柏リハビリ総合病院（柏市）、  
国立がん研究センター東病院（柏市）、  
聖光ヶ丘病院（柏市）、辻仲病院柏の葉（柏市）、  
名戸ヶ谷病院（柏市）、初石病院（柏市）、  
江戸川病院（野田市）、岡田病院（野田市）、  
キッコーマン総合病院（野田市）、木野崎病院（野田市）、  
小張総合病院（野田市）、野田病院（野田市）

【印旛】

国際医療福祉大学成田病院（成田市）、聖マリア記念病  
院（成田市）、成田病院（成田市）、  
佐倉厚生園（佐倉市）、佐倉中央病院（佐倉市）、  
聖隷佐倉市民病院（佐倉市）、下志津病院（四街道市）、  
四街道徳洲会病院（四街道市）、  
日本医科大学千葉北総病院（印西市）、  
成田富里徳洲会病院（富里市）、日吉台病院（富里市）

【香取海匝】

イムス佐原リハビリテーション病院（香取市）、山野病  
院（香取市）、  
島田総合病院（銚子市）、九十九里ホーム病院（匝瑳市）、  
藤田病院（匝瑳市）、海上療養所（旭市）

【安房】

安房地域医療センター（館山市）、館山病院（館山市）、  
田村病院（館山市）、亀田リハビリテーション病院（鴨  
川市）

【君津】

加藤病院（木更津市）、木更津東邦病院（木更津市）、  
木更津病院（木更津市）、萩原病院（木更津市）、  
袖ヶ浦さつき台病院（袖ヶ浦市）

【市原】

磯ヶ谷病院（市原市）、五井病院（市原市）、鎗田病院（市  
原市）、  
リハビリテーション病院さらしな（市原市）

④医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必  
要な専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等  
としての勤務に限定）（2）

【東葛南部】

南浜診療所

【安房】

亀田ファミリークリニック館山

<p>県内 病院群</p>	<p>① 県内の病院 (地域A群又 は地域B群の 病院を除く) ② 地域B群の ④ 以外の県内 の専門研修プ ログラムの基 幹施設の診療 所(専攻医等と しての勤務に 限定)</p>	
-------------------	---	--

注1 対象医療機関は、上記のカテゴリーに該当する医療機関とし、医師少数区域、臨床研修病院等の指定、専門研修プログラム等にあわせ、変更するものとする。なお、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間は義務年限に算定する。

2 地域B群③及び④の専攻医等としての勤務は、一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来学会認定の専門医の取得を目的とする勤務とする。

3 令和2年4月時点で産婦人科プログラムを設けている臨床研修病院は、千葉大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院、総合病院国保旭中央病院及び亀田総合病院の計5病院。

4 地域A群のうち、令和2年4月時点で分娩を取扱っている病院は、さんむ医療センター及び東千葉メディカルセンターの2病院。

## 留意点

### ① 臨床研修について（病院群の詳細は p.5 を参照）

- ・ 県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加することが必須となります。
- ・ 臨床研修病院の選択にあたっては、医師臨床研修マッチング協議会が実施するマッチングにより行ってください。
- ・ 県内基幹型臨床研修病院に所属し、研修の一環で県外医療機関に勤務した期間は、義務年限に算定されます。
- ・ 平成30年4月1日時点で、既に県外で臨床研修中もしくは修了済みの場合は、県外での臨床研修を実施し、新プログラムを選択することが可能です。（ただし、その期間は猶予期間として扱います。）
- ・ 平成30年度4月以降に県内の臨床研修を中断し、県外の臨床研修病院で再開する場合や、平成31年度以降に県外で臨床研修を実施する場合は、新プログラムを選択することができません。

### ② 専門（後期）研修について

#### <専門研修について>

- ・ 県内の基幹施設に勤務する場合、日本専門医機構が定める登録・応募方法により基幹施設の選択を行ってください。ただし、県外施設（基幹・連携）での勤務期間は義務年限に算定されず猶予期間となります（臨床研修の場合と取扱いが異なりますので、ご注意ください）。

#### <後期研修（従来の学会認定の専門医を取得する場合）について>

- ・ 県内の基幹病院に勤務する場合、大学附属病院や民間病院等から自由に選択することができます。ただし、県外病院（基幹・関連）での勤務期間は義務年限に算定されず猶予期間での対応となります（臨床研修の場合と取扱いが異なりますので、ご注意ください）。

### ③ 猶予期間1（4年間）

- ・ 県外での研修や、大学院への進学、留学等、事由を問わず猶予期間（4年）を利用できます。

### ④ 猶予期間2（災害、疾病、出産、育児、研修等、正当な事由により業務に従事できないと認められる期間）

- ・ 猶予期間の加算は、知事が正当な理由があると認める場合に限りませので、活用する場合には、正当な理由（出産、育児休業等）について勤務先等の証明をもらったうえで、事前に届出を行う必要があります。

なお、届出が遅れる（災害、病気等であって、やむを得ない事情があると認められる場合は除く。）と加算の対象となる期間は、届出日以後の期間となります。

- ・ 正当な理由がある期間が1月未満の場合は猶予の加算はありません。

\* 猶予期間（加算）の計算に係る考え方 \*

	4月1日	~	4月10日	~	5月1日	~	6月1日	~	7月1日	~	8月1日	~	8月10日	~	8月末	
期間	←			← 実際の産休に充てた期間：122日 →										←		
状況等	勤務			産休										勤務を再開		
判定	就業1月			猶予期間（加算：92日）							就業1月					

⑤ 猶予期間3（新専門医制度における基本領域（1領域）の専門医を取得するのに不足する期間）

- 専門医を取得する場合の加算について、領域別の専門医取得に必要な最低限の期間は以下のとおりです。

領域	最低限の期間	領域	最低限の期間	領域	最低限の期間
内科	3年	眼科	4年	臨床検査	3年
小児科	3年	耳鼻咽喉科	4年	救急科	3年
皮膚科	5年	泌尿器科	4年	形成外科	4年
精神科	3年	脳神経外科	4年	リハビリテーション科	3年
外科	3年	放射線科	3年	総合診療	3年
整形外科	4年	麻酔科	4年		
産婦人科	3年	病理	3年		

※ 従来の学会認定の専門医を取得する場合の最低限の期間についても、上表の期間とする。（例：血液内科を専攻する場合は、内科領域の3年とする。）

(参考) 猶予期間の利用例 ※以下、地域A群を「A群」、地域B群を「B群」とする。

- 1 猶予期間1（4年間）を利用する場合  
（大学院への進学、他県での研修、海外留学等）

義務年限9年+4年（猶予期間1）=13年以内に義務履行

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修		専門研修（内科） ※研修期間3年 基幹・連携（県内） （3年）A群B群以外			大学院、留学等			
【臨床研修病院群】 （2年）		【県内病院群】 （A群B群以外） （3年）			義務履行の対象外 （猶予4年）			

10年目	11年目	12年目	13年目
B群病院勤務		A群病院勤務	
【B群】 （2年）		【A群】 （2年）	

- 2 猶予期間2・3（加算）を利用する場合

- (1) 災害、疾病、負傷、出産、育児

\*勤務先で休業として認められた期間（知事が正当な事由があると認める期間（p.5）の（2）アを参照）

=1年間の場合 ⇨ 猶予期間1（4年間）に猶予期間2（1年）を加算

義務年限9年+4年（猶予期間1）+1年（猶予期間2）=14年以内に義務履行

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修		専門研修（内科） ※研修期間3年 基幹（県内） （2年）A群B群以外			連携 （県内） （1年）A群 B群以外	育児休業等	大学院、留学等	
【臨床研修病院群】 （2年）		【県内病院群】 （A群B群以外） （3年）				義務履行 の対象外 （猶予期間2）	義務履行の対象外 （猶予期間1）	

10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
大学院、 留学等	B群病院勤務		A群病院勤務	
義務履行 の対象外 （猶予期間1）	【B群】 （2年）		【A群】 （2年）	

(2) 専門医取得

ア 専門研修期間が4年の領域で全期間県内病院群（A群B群以外）で研修を行う場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
臨床研修		専門研修（整形外科）※研修期間4年				B群病院勤務	A群病院勤務		
		基幹（県内） （2年）A群B群以外		連携（県内） （2年）A群B群以外					
【臨床研修病院群】 （2年）		【県内病院群】（A群B群以外） （3年）			義務履行の対象外 （猶予期間3）	【地域B群】 （2年）		【地域A群】 （2年）	

イ 専門研修期間が4年の領域で3年県内病院群（A群B群以外）1年県外病院で研修を

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
臨床研修		専門研修（整形外科）※研修期間4年				B群病院勤務	A群病院勤務		
		基幹（県内） （2年）A群B群以外		連携（県内）（1年） A群B群以外	連携（県外）				
【臨床研修病院群】 （2年）		【県内病院群】（A群B群以外） （3年）			義務履行の対象外 （猶予期間3）	【地域B群】 （2年）		【地域A群】 （2年）	

行う場合

\* 専門医を取得し、義務を履行するには10年必要。

⇒10年－9年＝1年（知事が正当な事由があると認める期間（p.5）（2）のイを参照）

⇨ 猶予期間1（4年間）に猶予期間3（1年）を加算

ポイント

6年目の勤務は義務履行の対象となりません。（初期臨床研修後の7年の義務のうち、4年以上をA群又はB群での就業が必要となるため）

義務年限 9年＋4年（猶予期間1）＋1年（猶予期間3）＝14年以内に義務履行すれば可

ウ 専門研修期間が3年の領域で2年県内病院群（A群B群以外）1年県外病院で研修を行う場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
臨床研修		専門研修（内科） ※研修期間3年			県内病院勤務	B群病院勤務		A群病院勤務	
		基幹（県内） （2年）A群B群以外		連携（県外）					
【臨床研修病院群】 （2年）		【県内病院群】（A群B群以外） （2年）		義務履行の対象外 （加算1年）	【県内病院群】（A群B群以外） （1年）	【B群】 （2年）		【A群】 （2年）	

ポイント

義務年限内（9年）以内に専門医を取得することが可能な領域（研修期間3年：内科など）であっても、3年の研修期間中にプログラムの一環で県外連携施設に勤務する場合、その期間は猶予の加算の対象となります。

義務年限 9年＋4年（猶予期間1）＋1年（猶予期間3）＝14年以内に義務履行すれば可

※猶予期間の加算の対象にならない場合

専門研修期間が4年の領域で3年県内病院群（A群B群以外）1年地域B群で研修を行う場合

\* 専門研修期間が4年の領域であっても、専門医の取得が9年内の義務履行で可能  
 ⇨ 加算猶予なし

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修		専門研修（整形外科）※研修期間4年				B群病院勤務	A群病院勤務	
		基幹（県内） （2年）A群B群以外		連携（県内） （1年） A群B群以外				
【臨床研修病院群】 （2年）		【県内病院群】（A群B群以外） （3年）			【B群】 （1年）	【地域B群】 （1年）	【地域A群】 （2年）	



義務年限9年+4年（猶予期間1）=13年以内に義務履行

### 義務履行ができなくなった場合

- 医師の業務に従事する期間又は初期臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき 返還免除されます。
- また、借受人（医学生、医師、大学卒業後から医師免許取得までの期間中の者）が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することがあります。

## Ⅱ 申し込み方法

### 提出書類及び提出方法

ア. 大学の「千葉県地域枠入学試験」の出願書類と一緒に大学に提出する書類

- ①修学資金貸付申請書（第一号様式）
- ②誓約書（第二号様式）

イ. 大学の「千葉県地域枠入学試験」合格後に、大学が指定する入学手続に必要な書類と一緒に大学に提出する書類

- ・連帯保証人（2名）の印鑑証明書（3か月以内に発行を受けたもの）
- ・貸付申請者及び連帯保証人（2名）の戸籍謄本（3か月以内に発行を受けたもの）

## Ⅲ 貸付決定及び貸付手続き

志願者が大学の指定する入学手続に必要な書類及び上記Ⅱの提出書類を大学に提出の上、大学入学が確認された後、令和3年4月以降に県が貸付決定通知を発行します。

## Ⅳ 貸付方法

貸付決定通知を発行後、志願者本人名義の銀行口座に所定の金額を毎月貸付けます。

## Ⅴ その他制度の詳細

千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則を御確認ください。



修学資金貸付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者氏名 ㊟  
 連帯保証人氏名 ㊟  
 連帯保証人氏名 ㊟

修学資金の貸付けを受けたいので、千葉県医師修学資金貸付条例第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな氏名			
	住所及び電話番号	電話 ( )		
	生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	大学名	大学医学部医学科 第 学年
修学資金の種類	1 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)			
貸付申請金額	円			
貸付申請期間	年 月から 年 月まで (修学期間 年 月から 年 月まで)			
振込口座番号 (本人名義のもの)	銀行 支店 預金種別 (普通・当座) 口座番号			
希望する診療科				

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

第二号様式（第三条第一号）

誓 約 書

私は、修学資金の貸付けを受けるに当たり、千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

年 月 日

千葉県知事 様

(申請者)

氏 名 ㊟

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

(連帯保証人)

住 所

氏 名 ㊟

職 業

生年月日 年 月 日生 ( 歳)

申請者との関係

電話番号

(連帯保証人)

住 所

氏 名 ㊟

職 業

生年月日 年 月 日生 ( 歳)

申請者との関係

電話番号

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年 月日 年 月 日生 ( 歳)」については記入しないこと。

# 記 載 例

年 月 日

第一号様式（第三条）

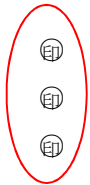
## 修 学 資 金 貸 付 申 請 書

年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

申請者及び連帯保証人の印影があること。  
 ただし、連帯保証人の印影は、印鑑証明書  
 で証明された印影（実印）であること

申請者氏名  
 連帯保証人氏名  
 連帯保証人氏名



修学資金の貸付けを受けたいので、千葉県医師修学資金貸付条例第5条第1項の規定により、  
 関係書類を添えて申請します。

電話番号が複数ある場合は、2段書きで記入すること

申 請 者	ふりがな 氏名	ふりがなの記入を忘れないこと 氏名は楷書で丁寧に記入すること		
	住所 及び電話番号	郵便番号も記入すること		電話 ( )
	生年月日	2001年 4月 1日 (年齢〇〇歳)	大学名	大学医学部医学科 第1学年
修学資金の種類		① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)		
貸付申請金額		円		
貸付申請期間		令和3年4月から令和9年3月まで (修学期間 令和3年4月から令和9年3月まで)		
振込口座番号 (本人名義のもの)		千葉銀行 県庁支店 預金種別 (普通)・当座 口座番号 1234567		
希望する診療科		・必ず志願者本人の名義の銀行口座であること ・記入漏れがないよう注意すること		

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつた場合は「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

現時点で希望する診療科を記入すること  
 (特に希望する診療科がない場合は、「未定」と記入すること)

# 記載例

## 第二号様式（第三条第一号）

### 誓 約 書

私は、修学資金の貸付けを受けるに当たり、千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

申請者の氏名・印影を忘れないこと  
なお、印影は、「修学資金貸付申請書」（第一号  
様式）と同一の印影とすること



（申請者）  
氏 名

㊞

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

- 連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する者（2名）が必要となり、独立の生計を営む場合とは、原則、別居していること。なお、申請者が未成年の場合、1名は法定代理人（親権者等）でなければならない（疑問等があれば、必ず事前に県の担当者に確認し、記入すること）
- 連帯保証人の記入項目は、印鑑証明書の記載事項と一致するよう記入すること
- 連帯保証人の印影は、印鑑証明書で証明されている印影（実印）とすること
- 電話番号が複数ある場合は、それぞれ2段書きで記入すること



（連帯保証人）

住 所

氏 名

㊞

職 業

生年月日 年 月 日生（ 歳）

申請者との関係

電話番号

（連帯保証人）

住 所

氏 名

㊞

職 業

生年月日 年 月 日生（ 歳）

申請者との関係

電話番号

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年 月日 年 月 日生（ 歳）」については記入しないこと。

# 【条例・規則】

## 千葉県医師修学資金貸付条例

平成二十年十月二十一日  
条例第四十五号

改正 平成二一年 三月 六日条例第一八号 平成二二年 三月二六日条例第一三号  
平成二六年 三月二五日条例第一九号 平成二七年 三月二〇日条例第三一号  
平成二八年 三月二五日条例第一九号 平成三十年 三月二三日条例第一七号  
令和二年 三月二三日条例第一一号

### (目的)

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程（同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。）に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

### (貸付けの対象)

第二条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

- 一 大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの 長期支援コース修学資金
  - 二 県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）であって、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの ふるさと医師支援コース修学資金
- 2 知事は、長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けている者のうち、大学において医学を履修する課程に三年以上在学している者その他知事が定める者であって、将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするものに対し、これらの修学資金に加算して、産婦人科コース修学資金を貸し付けることができる。
- 3 知事は、第一項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

### (貸付金額等)

第三条 修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

区分	貸付金額
長期支援コース修学資金	月額十五万円（私立の大学に在学している者にあつては、月額二十万円）
ふるさと医師支援コース修学資金	月額十五万円
産婦人科コース修学資金	月額五万円

2 修学資金には、規則で定めるところにより、貸付けを受けた額につき年十パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

### (貸付期間等)

第四条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (貸付けの申請及び決定)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 死亡したとき。
  - 二 退学したとき。
  - 三 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
  - 四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。
- 2 知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。
  - 3 知事は、借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金に利息を付してこれを返還しなければならない。

- 一 貸付期間が満了したとき。
- 二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- 三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。）を受けることができないことが確定したとき。

(返還の免除)

第八条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人に係る修学資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するものとする。

- 一 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算して長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付期間（当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。）の二分の三に相当する期間（以下「返還免除期間」という。）に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修（医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）（臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。次号及び第三号並びに次項において同じ。）を受け、かつ、特定病院等（借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務（臨床研修を除く。以下同じ。）に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき（休学その他の正当な事由があると知事が認めた場合を除く。以下同じ。）を除く。
  - 二 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の産婦人科若しくは産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
  - 三 前各号に規定する医師の業務に従事する期間又は前各号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 借受人が医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間（この項の規定により当該期間に知事が正当な事由があると認める期間が加えられている場合は、その期間を含むものとする。）を経過する日までの間に、災害、病気、出産、育児、研修（知事が別に定める研修に限

る。)その他の正当な事由により、県内において臨床研修を受け、又は特定病院等において医師の業務に従事することができない期間があると知事が認めたと時の前項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「四年」とあるのは、「四年に知事が正当な事由があると認める期間を加えた期間」とする。

- 3 知事は、第一項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除することができる。

#### (返還の猶予)

第九条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還及びその利息の支払を猶予することができる。

- 一 第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- 二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- 三 前条第一項第三号及び第三項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

#### (延滞利子の徴収)

第十条 借受人は、修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

- 2 知事は、借受人が修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

#### (委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

##### (失効)

- 2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

一部改正〔令和二年条例一一号〕

##### (失効に伴う経過措置)

- 3 この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

##### 附 則 (平成二十一年三月六日条例第十八号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成二十二年三月二十六日条例第十三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

##### 附 則 (平成二十六年三月二十五日条例第十九号)

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定(第八条第一項第一号ただし書の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

##### 附 則 (平成二十七年三月二十日条例第三十一号)

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### 附 則 (平成二十八年三月二十五日条例第十九号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に千葉県医師修学資金貸付条例第五条第二項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該決定に係る修学資金については、改正後の同条例の規定（第八条第二項の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。



改正 平成二四年 三月三〇日規則第三八号 平成二六年 三月二五日規則第一四号  
平成二八年 三月二五日規則第一二号 平成三十年 三月二三日規則第一四号  
令和二年 十二月一日規則第六六号

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第一項第一号及び第二号の規則で定める者)

第二条 条例第二条第一項第一号及び第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学に入学するために住所の変更をした者であって、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの
- 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者
- 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者

(利息の計算方法)

第二条の二 条例第三条第二項に規定する利息は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数を基礎として、日割りによって計算するものとする。

2 条例第三条第二項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(申請手続)

第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号（長期支援コース修学資金の貸付けにあつては第四号を、ふるさと医師支援コース修学資金及び産婦人科コース修学資金の貸付けにあつては第二号を除く。）に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
  - 二 推薦書（別記第三号様式）
  - 三 連帯保証人の印鑑証明書
  - 四 在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類
  - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 長期支援コース修学資金及びふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。
- 一 県内に住所を有する者 住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として知事が認めるもの
  - 二 県外に住所を有する者 住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が第二条各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの

(連帯保証人)

第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

- 2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあっては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

（貸付決定取消事由等の届出）

第五条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第六号に掲げる届出書にあっては、災害、病気その他のやむを得ない事由による場合を除き、あらかじめ届け出なければならないものとする。

- 一 大学を退学するとき。 大学退学届（別記第五号様式）
  - 二 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届（別記第六号様式）
  - 三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学（停学）届（別記第七号様式）
  - 四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学（停学期間満了）届（別記第八号様式）
  - 五 臨床研修を開始し、修了し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届（別記第九号様式）
  - 六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断し、若しくは休止するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届（別記第十号様式）
- 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、借受人死亡届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

（医師業務従事開始届の提出）

第六条 借受人（特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医師の業務に従事しなかった者に限る。）は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。

（返還届の提出）

第七条 削除

（返還免除の申請）

第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（条例第八条第一項の期間の計算方法）

第九条 条例第八条第一項に規定する県内において臨床研修を受けた期間及び特定病院等において医師の業務に従事した期間の計算は、月数による。この場合において、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

（返還猶予の申請）

第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（延滞利子の減免申請）

第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年四月一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

（氏名等変更届の提出）

第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人の署名）

第十五条 借受人は、第三条、の規定による修学資金貸付申請書、同条第一号に掲げる誓約書、第四条第二項の規定による連帯保証人変更届及び第十二条の規定による修学資金借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

（報告）

第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第三十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年三月二十五日規則第十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年三月二十三日規則第十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和三年四月一日現在の現況報告書に係る改正後の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「現況報告基準日以前一年内に」とあるのは、「令和二年四月一日から現況報告基準日までの間に」とする。

3 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。